

インダストリアルオートメーションビジネスカンパニー
部材含有化学物質
追加調査マニュアル
(仕入先様用)

2010年3月 Ver 1.0

オムロン株式会社

インダストリアルオートメーションビジネスカンパニー

目次

1. 調査目的	…P3
2. 調査適用範囲	…P3
3. 用語の定義	…P3
4. 調査内容	…P5
5. 改訂	…P7
別紙1. IAB 部材含有規制化学物質	…P8
別紙2. 製品・部材に含まれる化学物質に関する非含有証明書/自主管理 物質含有有無確認書(IAB 用)	…P10

1. 調査目的

本調査は環境を保証したオムロン インダストリアルオートメーションビジネスカンパニー(以下 IAB と記述する)製品をお客様に提供するために、IAB 製品に使用する部品、材料等に含有される IAB が追加した化学物質について、含有量・含有率等を明確に把握し、法遵守するとともに製品の環境負荷低減を図ることを目的とするものです。

オムロン全社共通で調査する化学物質については、オムロン「部材含有化学物質調査マニュアル」Ver2.0、または、オムロン「部材含有化学物質調査マニュアル」Ver1.2 にしたがった調査をお願いします。

2. 調査適用範囲

本調査の適用範囲は、以下の通りとします。

2. 1 製品への適用範囲

- 1) IAB で設計・製造し販売する製品
- 2) IAB が第三者に設計・製造を委託し、または他社の製品を購入して、オムロンのブランドをつけて販売する製品(OEM製品)
- 3) 第三者から設計・製造の委託を受けた製品(但し、当該第三者から指定された部品・材料は除く)

2. 2 部品・材料等への適用範囲

上記2. 1項の製品に使用する部品・材料等(以下部材と略す)を対象とし、部材は以下の範囲とします。

- 1) 部品、材料(電子部品、加工部品、原材料、包装材、梱包材等)
- 2) 機能ユニット・モジュール・ボードアッシー等の組立品など
- 3) 補材等の構成材料(はんだ材料、接着剤、インク、グリス、テープ等)
- 4) 取扱説明書
- 5) 補修用サービス品、付属品(CD-ROM、ケーブル等)

3. 用語の定義

3. 1 規制化学物質の管理区分

法遵守、環境負荷低減に取り組む規制化学物質の管理基準を、即時に使用禁止(Aランク)、期限を定めて使用禁止/全廃に取り組む(A1 ランク)、期限は未定であるが自主的な代替促進(Bランク)、および使用量把握や適切な管理(Cランク)の4つに分けて管理します。

IAB は製品を構成する部材に含有する規制化学物質(別紙1)を、管理区分に分けて使用禁止物質、全廃物質、代替促進物質および自主管理物質に識別し法遵守、環境負荷低減を推進します。

1) 使用禁止物質(Aランク)

国内外の法規制により、現在既に使用が禁止されている物質、または環境負荷が高いことが周知でかつ代替物質が存在するために IAB が独自に使用禁止を定めた物質。使用している場合は即時使用を中止しなければならない。

2) 全廃物質(A1 ランク)

法規制の制定が明確で、かつその法規制において使用禁止期限が定められているため、IAB が前倒しの全廃時期を定めて使用禁止する物質。現在使用している場合は、全廃時期までに代替え等で使用を廃止しなければならない。全廃時期を過ぎると使用禁止物質として扱います。2010年3月時点では全廃物質を設定しません。

3) 代替促進物質(Bランク)

国内外の法規制などが強化されて使用の削減や禁止が想定される物質で、法規制が施行されるまでは使用または製品の含有可能ですが、それまでに代替化を検討します。2010年3月時点では代替促進物質を設定しません。

4) 自主管理物質(Cランク)

国内外の法規制等において使用は禁止されていないが、使用実態を把握し自主的に削減やリサイクル、適正な処理を行う物質で、使用量・製品の含有量の把握や適切な管理を行います。

3.2 含有部位

部材を分解できる最小単位(部位)を言います。この最小単位で調査対象物質を含有しているかどうかという判断をします。

＊例：ケーブルの場合、ケーブルの外側被覆(ジャケット)、内側被覆(絶縁体)、電線、コネクタ(成形樹脂)、コネクタ端子

なお表面処理(めっき、クロメート処理、コーティング等)は、母材とは別の部位として扱います。

3.3 含有

製造者が製品・部材の機能や品質を継続的に維持するための目的で意識して添加、充填、付着する(意図的な添加ということ)をいい、成分、含有量に関わらず含有とします。不純物(3.6項参照)については、許容濃度(閾値)を超える場合は含有としますが、許容濃度以下の場合は非含有とします。

また製品の製造工程で製品に直接触れる金型、治工具、機械設備等の部位には使用禁止物質を含まない材料を使用してください。

なお、規制化学物質を製造工程で用いても製品に残留しない場合は、非含有とします。

(例：揮発性溶剤で部材を洗浄した場合、基本的に残留しないので、非含有とします)

注)「意図的な添加」の定義の参考例(2002/525/EC ELV指令の付属書Ⅱより)

意図的な添加とは、“特定の特徴、外観、品質を与えるために最終製品内でその持続的な存続が望まれる材料・部品の構成に意図的に使用する”ことを意味する。

3.4 含有率

1) 下記対象規制化学物質の許容濃度の適合性評価をするために、同一材質の部位の質量とそれに含有する規制化学物質の質量の比率で算出します。

・含有率(ppm)=[含有部位の規制化学物質の質量(g)/含有部位の質量(g)]×10⁶

＊対象規制化学物質：76/769/EEC 使用禁止物質(パーフルオロオクタンスルホン酸)

2) 上記対象規制化学物質以外の規制化学物質は IAB 製品としての含有量を算出するために、部材の含有率は部材全体の質量とそれに含有する規制化学物質の質量の比率で算出します。

・含有率(ppm)=[部材全体に含有する規制化学物質の質量(g)/部材全体の質量(g)]×10⁶

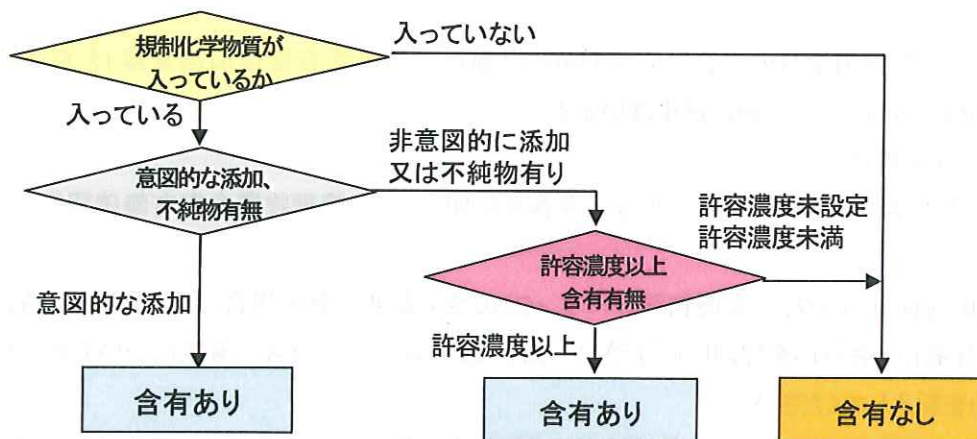
3) 原材料(成形樹脂、金属材料)や補材(はんだ、接着剤、インク等)の場合の規制化学物質含有率は、単位重量当たりの比率で算出します。

・含有率(ppm)=単位重量当たりの規制化学物質の比率

3. 5 許容濃度(閾値)

本マニュアルでは、使用禁止物質、全廃物質が部材に不純物として許容される最大含有率で、許容濃度を超える場合は含有とみなし、許容濃度以下の場合には非含有とみなします。代替促進物質、自主管理物質には許容濃度の設定はありませんので意図的に添加しない場合は非含有とし、報告レベルを超えた場合を報告対象とします。(図—1参照)

図—1 規制化学物質含有有無、不純物、許容濃度の関係



3. 6 不純物

意図的な添加、充填、付着等をしていない場合や、天然素材中に含有され原材料精製で技術的に除去できない物質、または合成反応工程で技術的に除去できない物質(残留溶剤や未反応モノマー等の残留物)、または製造工程で反応促進等の目的で添加するが製品・部材の機能や品質を継続的に維持しない物質(例:触媒)、あるいは合金の原材料(鉱石等)に含有し製造工程で除去できない物質を不純物とします。

3. 7 非含有証明書

部材に別紙1規制化学物質リストの全ての使用禁止物質や全廃物質が、原則として意図的に使用されていないこと(非含有)を保証していただくものです。

3. 8 部材の技術(設計・工程)変更

設計変更は形状、材質、寸法、回路、ソフト等の図面での変更および製品規格、製品仕様の変更に関する事項(部材材質変更、めっき処理の変更等)です。

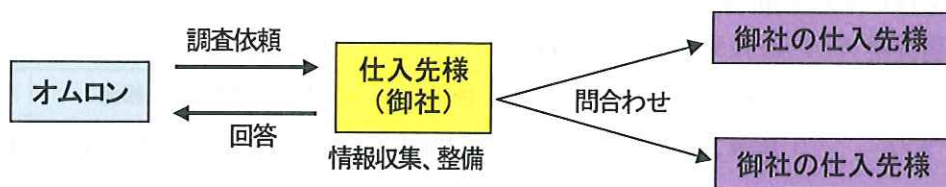
工程変更は部材及び製品を製造する段階で用いる製造標準類(工程品質確認図、作業要領書、検査要領書等)の記載事項に関わる変更、および生産場所、生産設備等の工程変更です。

4. 調査内容

4. 1 調査の単位

部材単位で含有する規制化学物質の含有量、含有率、含有部位・使用目的を調査します。

IAB への納入品を構成する御社の購入部材毎(インク、接着剤等補材含む)に物質含有の情報を収集し、その結果を御社の責任でご回答お願いいたします。なお、御社で情報をお持ちでない場合は、御社の各々の仕入先様に問合せいただき、部材単位毎に情報を整備された上でご回答ください。



4. 2 調査票

- ①「製品・部材に含まれる化学物質に関する非含有証明書/自主管理物質含有有無確認書(IAB 用)」
- ②「IAB 規制化学物質含有量追加調査票」: 自主管理物質の含有有無チェック、含有率、含有量等

4. 3 調査票回答の手順

「製品・部材に含まれる化学物質に関する非含有証明書/自主管理物質含有有無確認書(IAB 用)」の回答は、電子ファイルで作成しオムロン提供のインターネット上のサイト(Rechs)にアップロードしてください。

自主管理物質含有有りの場合は別途「IAB 規制化学物質含有量追加調査票」を別途メールにて chemi_iab@ssa.omron.co.jp 宛ご提出願います。

4. 4 調査票の注意事項

- 1)「製品・部材に含まれる化学物質に関する非含有証明書/自主管理物質含有有無確認書(IAB 用)」について

使用禁止物質(Aランク)/全廃物質(A1ランク)の全てが非含有の場合、部品・仕入先情報の記載とともに責任者印、会社印を押印してください。また、自主管理物質の含有有無について該当欄に「有」または「無」を記入してください。

IAB からの要請により、オムロン株式会社の「部材含有化学物質調査マニュアル Ver1.2」で調査を実施した場合は、1. (1)の「部材含有化学物質調査マニュアル Ver1.2」にレ印、それ以外は「部材含有化学物質調査マニュアル Ver2.0」にレ印を記入してください。

注)責任者印の責任者とは、規制化学物質含有調査票に記入された内容を保証するとともに、不測の事態(損害賠償の発生等)に対して責任を果たせる人としてします。

また、非含有の部品リストの記入欄が不足した場合、部品リストを別紙に作成し、記入してください。

- 2)使用禁止物質/全廃物質の中で許容濃度(閾値)を設定した物質の調査

意図的な添加がなく、かつ不純物の含有が許容濃度以上と想定される場合には分析(測定)すること。またその恐れがないと判断する場合は、製造仕様データで確認して別紙2「製品・部材に含まれる化学物質に関する非含有証明書/自主管理物質含有有無確認書(IAB 用)」を作成・提出ください。

- 3)非含有保証期間について

非含有保証期間は、発行以後その部材の使用および生産が中止になるまで保証していただくものとします。ただし、IAB のお客様の要求により分析データの提出を求めることがあります。

- 4)「IAB 規制化学物質含有量追加調査票」

- ①代替促進物質/自主管理物質を報告レベルを超えて含有する場合は、対象物質ごとに含有率、含有部位、含有目的を記入ください。
- ②報告レベル以下の場合は何も記入しないでください。記入がない場合は対象物質の含有率が報告レベル以下と判断します。
- ③ファイル名は「調査票_依頼元略号_仕入先コード_作成年月日.xls」としてください。

依頼元略号: 半角 4 桁 例) AYA-

仕入先コード: 半角 8 桁 例) 02123456

作成年月日: 半角 8 桁 例) 20100325

「調査票_AYA-02123456_20100325.xls」

依頼元	依頼元略号	依頼元	依頼元略号	依頼元	依頼元略号	依頼元	依頼元略号
綾部工場	AYA-	草津工場	KUSA	オムロン阿蘇	ASO-	オムロン上海	OMS-

4. 5 使用禁止物質／全廃物質が含有していた場合

1) 現行品で使用禁止物質(Aランク)が含有していた場合は、即時 IAB 担当窓口部門に報告し廃止してください。現行品は原則として購入停止します。

2) 全廃物質(A1ランク)が含有していた場合、IAB の全廃指定時期までに全廃計画ができていない部材は、原則として購入しません。

3) 使用禁止物質(A ランク)、全廃物質(A1 ランク)が含有していた場合、規制化学物質含有量調査票(Rechs 調査票)シート1の「Q1」の「含有あり」にチェックし、「備考」欄に「物質○×を含有」と記入してください。

シート3に物質名が記載されていない化学物質は含有の有無、含有率等を記入する必要はありません。

注) 物質○×とは IAB 部材含有規制化学物質で使用禁止物質、全廃物質として識別している化学物質とします。

4. 6 本マニュアルでは IAB 共通の調査内容を定めておりますが、事業により本マニュアル以外の内容で追加調査を実施する場合があります。

5. 改訂

本調査マニュアルは、社会情勢の変化や法規制の動向等により改訂することがあります。

別紙1. IAB 部材含有規制化学物質

1. 使用禁止物質 (A ランク)

使用または製品の含有は全て禁止する。使用または製品への含有が判明した場合は、速やかに代替を図らなければならない。

物質名	CAS No.	別名	用途例	許容濃度(閾値) (単位: ppm)	適用法規制
パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	—	PFOS	界面活性剤、撥水剤、洗剤、分散剤	次頁の表に記載	76/769/EEC 使用禁止物質
2-(2H1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	3846-71-7	チズビン 320	樹脂製品等の紫外線吸収剤、接着剤、塗料、インキ	意図的添加禁止	化審法第1種特定化学物質
フマル酸ジメチル	624-49-7	DMF	殺生物剤、防かび剤(乾燥剤に添加)	0.1ppm 以下	2009/251/EC
ホルムアルデヒド	50-00-0	ホルマリン	防腐剤、消毒剤、樹脂原料、界面活性剤	木材製品、織物; 意図的添加禁止	カリフォルニア CARB 規則、 オーストラリア- BGB I 1990/194; ホルムアルデヒド規制
ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	HCB	染料等の有機合成原料	意図的添加禁止	化審法第1種特定化学物質

2. 全廃物質 (A1 ランク)

全廃期限を定め全廃する。製品で使用または含有している該当物質を廃止しなければならない。全廃時期を過ぎると使用禁止物質として扱う。
2010 年 3 月時点では全廃物質を設定しない。

3. 代替促進物質 (B ランク)

法規制が施行されるまでは使用または製品の含有可能であるが、それまでに代替化を検討する。
2010 年 3 月時点では代替促進物質を設定しない。

4. 自主管理物質 (C 物質)

技術的、経済的に可能な範囲で自主的に優先順を決めて、削減や代替化に努める。また規制化学物質の使用量・製品への含有量の把握や適切な管理を行う。

物質名	CAS No.	別名	用途例	報告レベル (単位: ppm)	適用法規制
フタル酸ジブチル	84-74-2	ジブチルフタレート (DBP)	塩化ビニル用可塑剤、ラッカー、接着剤、塗料、印刷インキ用可塑剤、加工性向上添加剤	1,000ppm	1907/2006/EC REACH 規則
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	117-81-7	DEHP	電線被覆、パッキング、O リング、塩化ビニル用可塑剤、フィルム	1,000ppm	1907/2006/EC REACH 規則
ヘキサブROMシクロデカン ジブチルオキシ体 (α -HBCDD, β -HBCDD, γ -HBCDD)	25637-99-4 3194-55-6 (134237-50-6, 134237-51-7, 134237-52-8)	HBCDD	樹脂難燃剤、樹脂ケース	1,000ppm	1907/2006/EC REACH 規則
フタル酸ブチルベンジル	85-68-7	ブチルベンジルフタレート(BBP)	プラスチック可塑剤、ビニルタイル、人工皮革、加工性向上添加剤、接着剤、シーリング材	1,000ppm	1907/2006/EC REACH 規則

パーフルオロオクタンスルホン酸及びその塩の用途別管理区分

物質名(物質群名) 例示物質リスト有無	ラシ ン	用途と適用条件	許容濃度(閾値) (単位:ppm 又は $\mu\text{g}/\text{m}^2$)	部品等への含有 止時期	適用法規制
パーフルオロオクタ ンスルホン酸及びその 塩	A	物質・調剤(例:原材料、グリース、オイル、塗料、接着剤、洗浄液等)	50ppm未満	2008/6/27	76/769/EEC(2006/122/EC 第30回改正) (注)許容濃度は、均質材料(構成部位)毎 の濃度
	A	部品・半製品・製品	1,000ppm 未満(注)		
	A	繊維、その他の被覆加工材(紙、フィルム、皮革等)	1 $\mu\text{g}/\text{m}^2$ 未満		
	C	光学的印刷工程でのフォトレジストあるいは反射防止被覆加工	—	—	
	C	フィルムや紙あるいは印刷版に用いられるフォトグラフィックコーティング	—	—	
	C	環境に放出されるPFOS量を最小限に抑えるようコントロールされた電気メッキシステムで使用される、非裝飾用硬質クロム(VI)メッキのためのミ スト抑制剤ならびに湿潤剤	—	—	

オムロン株式会社 御中

製品・部材に含まれる化学物質に関する非含有証明書
/自主管理物質含有有無確認書（IAB用）

会社名
 責任者名
 TEL

社印

当社は、当社（当社の子会社・関係会社を含む）がオムロン株式会社（子会社・関係会社を含む）に納入する下記の製品または部材（付属品、梱包包装材、その他製品と共に納入されるものを含む）に、オムロン株式会社の「部材含有化学物質調査マニュアル Ver2.0」（工場指定時は Ver1.2）および、オムロン株式会社の「インダストリアルオートメーションビジネスカンパニー部材含有化学物質追加調査マニュアル Ver1.0」に基づき下記に記載する化学物質が含有されていないことを証明致します。また、オムロン株式会社の「インダストリアルオートメーションビジネスカンパニー部材含有化学物質追加調査マニュアル Ver1.0」に基づき下記に記載する化学物質の含有有無を次のとおり確認致しましたので報告致します。

記

1. 含有していない化学物質

(1) オムロン使用禁止物質(Aランク、A1ランク) いずれかにレ印

- ☐ 「部材含有化学物質調査マニュアル Ver2.0」： 16物質群(標準)
☐ 「部材含有化学物質調査マニュアル Ver1.2」： 70物質群(工場指定時)
 70物質群には、化審法第1種特定化学物質の以下2物質を含む
 ①ヘキサクロブタ-1,3-ジエン(六塩化ブタジエン)
 ②ケルセン(2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール)

(2) オムロンIAB使用禁止物質(Aランク) : 5物質群

※物質名は、「インダストリアルオートメーションビジネスカンパニー部材含有化学物質追加調査マニュアル Ver1.0」参照

2. 含有の有無を確認した化学物質

(1) オムロンIAB自主管理物質(Cランク) : 4物質

※物質名は、「インダストリアルオートメーションビジネスカンパニー部材含有化学物質追加調査マニュアル Ver1.0」参照

IAB 自主管理物質を含有している場合は、以下の含有有無欄に”有”と記入の上、別途「IAB 規制化学物質含有量追加調査票」をメールにてご提出願います。

3. 対象製品または部材

	品番(品番なしの時：メーカー名)	品名	形式	含有有無
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※品目数が多い場合、対象品リストを別紙添付ください